

はしがき

本書は、筆者がこれまでに大学紀要、雑誌、研究会誌等に発表した論文のうち、記述言語学の立場から様々な言語事象を分析した論考をまとめたものである。分析対象とした言語事象は、指示表現による属性付与、指示表現における意味の希薄化、構造上の主従関係と意味上の主従関係の不一致、分裂文、日本人英語、前置詞句と後置詞句である。

第1章では、ソ系指示詞を考察対象とし、テキスト的意味の付与、トピックとの関連性の標示、代行指示等の機能を明らかにし、主節との因果関係を表す非限定的修飾節や被修飾名詞句の内容を限定する内容節との関係を考察する。

第2章においては、日本語のソ系指示詞を含む表現が接続詞として機能したり、強意副詞として振る舞ったりする現象を取り上げ、指示詞を含む言語表現がその実質的な意味ないしは指示性を失い、機能語化する現象が考察される。

第3節では、“NP is that ~” “There is NP that ~” “NP has it that ~”といった形式を持つ複文に見られる構造上の主従関係と意味上の主従関係の不一致について分析する。

第4章においては、前提部分が「は」でマークされた分裂文と「が」でマークされた分裂文を考察対象とし、両構文の機能の違いを構文レベルおよび談話レベルで明らかにする。

第5章では、誤用分析の観点から日本人の英語の形態レベルおよび統語レベルで観察される特徴について述べる。

第6章では、英語の前置詞句と日本語の後置詞句を考察対象として、その名詞性と動詞性を中心に議論を展開する。

本書を出版するにあたっては、筆者の勤務校である北九州市立大学の2023年度学長選考型研究費B（出版助成）を受けていることを記しておく。

株式会社大学教育出版の佐藤守氏と社彩香氏には、本書の出版に際して大変お世話になりました。記して心よりお礼申し上げます。

2023年11月

伊藤 晃

言語の記述と分析

目次

はしがき	i
------------	---

第 1 章 指示表現による属性付与

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1. 先行研究 | 2 |
| 2. 代行指示の可能性 | 5 |
| 3. 「テキスト的意味の付与」および「トピックとの関連性の標示」の可能性 | 6 |
| 4. 非限定的修飾節に相当する「そんな」 | 7 |
| 5. 内容節に相当する「そんな」 | 13 |
| 6. 「その」によるテキスト的意味の付与と「そんな」の非限定的修飾節的機能 | 18 |
| 7. 1章のまとめ | 19 |

第 2 章 指示表現における意味の希薄化をめぐる

- | | |
|---------------|----|
| 1. 指示表現の接続詞化 | 22 |
| 2. 指示表現の強意副詞化 | 36 |
| 3. 2章のまとめ | 39 |

第 3 章 構造上の主従関係と意味上の主従関係の不一致をめぐる

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1. いわゆる主節現象について | 44 |
| 2. “NP is that S” 構文についての分析 | 46 |
| 3. There is NP that S 構文 | 52 |
| 4. NP has it that S 構文について | 56 |
| 4.1 NP に関する制約 | 56 |
| 4.2 主節部分の動詞の形態 | 59 |
| 4.3 主節の挿入節化 | 60 |

5. 3章のまとめ	61
第4章 日本語の2つのタイプの分裂文をめぐって	63
1. 構文レベルにおける違い	64
2. 談話レベルにおける違い	67
2.1 「は」分裂文の談話における機能	68
2.2 「が」分裂文	71
3. 4章のまとめ	76
第5章 誤用分析の観点から見た日本人の英語の形態的・統語的特徴	79
1. 冠詞	79
1.1 冠詞の脱落	79
1.2 冠詞の取り違い	82
1.3 不必要な冠詞の使用	84
2. 名詞の複数形	86
3. 三人称単数の“s”の脱落	86
4. 比較級	87
5. 主語の脱落	87
6. 「ハ」でマークされた名詞	88
7. 受動文	88
8. 動詞の自・他の混同	90
9. コピュラ文	92
10. 「AのB」	92
11. 「～する」 = “do ～”	93
12. 名詞修飾節	93
12.1 「内の関係」と「外の関係」	93
12.2 制限的用法と非制限的用法	96

13. 述語のタ形 97
14. 現在完了 97
15. 存在文 98
16. 複数の誤りを含む誤用例 98
17. 数量詞の遊離 101
18. 移動制約 101
19. 隣接性 102
20. 主語と助動詞的要素の倒置 103
21. 5章のまとめ 103

第6章 前置詞句と後置詞句をめぐって 105

1. 前置詞句と後置詞句の名詞性について 105
 - 1.1 主語になれる前置詞句 106
 - 1.2 動詞の目的語になる前置詞句 107
 - 1.3 前置詞の目的語になる前置詞句 111
 - 1.4 前置詞句と不定詞 122
 - 1.5 日本語の後置詞句の名詞性について 127
2. 前置詞句と後置詞句の動詞的性格 131
3. 6章のまとめ 134

引用・参考文献 136

■ 凡 例 ■

例文における各記号の意味は以下のとおり。

1. 「#」 : 談話の冒頭であることを示す
2. 「*」 : 非文であることを示す
3. 「？」 : 不自然な文であることを示す
4. 「??」: 「？」よりも不自然さの度合いが高いことを示す
5. 「φ」 : 要素が存在しないことを示す

言語の記述と分析

第 1 章

指示表現による属性付与

いわゆるソ系指示詞が名詞の直前位置に現れる場合には、「その+名詞」以外に「そんな+名詞」の形も可能である。以下の例では、「その」と「そんな」が普通名詞、抽象名詞、固有名詞に付加されており、文法的に容認可能な文を形成している。

- ① a. 昨日行った散髪屋さんは、カットも上手だけど、シャンプーやマッサージが丁寧でとても良かったよ。
- b. ほくもその／そんな散髪屋さんに行ってみたいな。
- ② a. 花子は保険金殺人の容疑で警察に追われているらしいよ。
- b. その／そんな話は信じられないな。
- ③ 太郎は気が弱く人前で話すことが大の苦手だった。その／そんな太郎がスピーチコンテストで優勝するなんて信じられない。

しかしながら、次の④～⑥においては、「その」が使用された文は自然であるが、「そんな」が使用された文は容認されない。

- ④ a. ほくが学生の頃によく行った散髪屋さんは、カットも上手だけど、シャンプーやマッサージが丁寧でとても良かった。
- b. その／*そんな散髪屋さんなら、去年店をたたんだよ。
- ⑤ a. 花子は保険金殺人の容疑で警察に追われているらしいよ。
- b. その／*そんな話をマスコミに流そう。
- ⑥ 国連抜きの「平和の強制」を主張した人々の中に小泉首相やブッシュ大統領がいた。その／*そんな小泉首相が国連重視を訴えても説得力に欠ける。

さらに、以下の例では、先の④～⑥とは異なり、「そんな」が使用された文

が自然であるのに対して、「その」が用いられた文は容認されない。

- ⑦ 情報をかき集めて、不要なら消せばいい。デジタル社会のそんな便利さに慣れ過ぎた。(毎日新聞 2004年6月6日)
- ⑧ 情報をかき集めて、不要なら消せばいい。? デジタル社会のその便利さに慣れ過ぎた。
- ⑨ きゃあ、とか、ひゃあ、とか、そんな悲鳴をあげながらしばらくはしゃいで、ジルはもどってきた。(江國香織『こうばしい香り』)
- ⑩ きゃあ、とか、ひゃあ、とか、*その悲鳴をあげながらしばらくはしゃいで、ジルはもどってきた。

本章の目標は、このような振る舞いの違いを見せる「その」と「そんな」の機能を明らかにすることである。以下で明らかになることではあるが、両言語形式の働きを理解するためには、文レベルの分析だけでは不十分であり、談話レベルにおいて先行文脈との関係を注意深く観察することが肝要となる。

1. 先行研究

本節では、「その」と「そんな」を分析する際に参考となると思われる先行研究として、木村(1983)と庵(1994)を取り上げる。

木村(1983)は、以下に見られるような「こんな/この」の後方照応について議論している。

- ⑪ こんな夢を見た。腕組みをして枕元に座って居ると、仰向けに寝た女が、静かな声でもう死にますと云ふ。
- ⑫ *この夢を見た。腕組みをして枕元に座って居ると、仰向けに寝た女が、静かな声でもう死にますと云ふ。
- ⑬ わかりました。このことは信じていただきたいと思いますが、国近を殺したのは、わたくしではございません。
- ⑭ わかりました。*こんなことは信じていただきたいと思いますが、国近を殺したのは、わたくしではございません。
- ⑪、⑫では、「こんな」による後方照応は可能であるが、「この」による後方

照応は不可能である。これに対して、⑬、⑭では、逆に「この」による後方照応が許容され、「こんな」による後方照応は容認されない。

木村（1983）の関心は、あくまでも「この」と「こんな」の文脈照応の問題にあるが、両言語形式の基本的な意味・機能上の違いについて、以下のよう述べている。同氏によれば、「こんな」は、指示詞一般が担う“境遇的” deictic な関係的概念に加えて、佐久間（1936）において「性状」と呼ばれ、あるいはまた時枝（1950）において「情態」と呼ばれるところの実質的概念をも担うものであり、その実質的概念を仮に「さま」と呼ぶことにすると、「こんな」とはすなわち「さま」を指示し、同時に「さま」を表す指示詞であるといえるとのことである。これに対して、「この」は、それ自身いかなる実質的概念も担わず、ただ後に来る名詞によって表される事物（すなわち実質的概念）を単に指示する機能しかもたない、という。すなわち「この」自らは表す対象をもたず、それはもっぱら、その係り先の名詞が表す対象を境遇的に限定する機能をもつのみである。木村（1983）であげられている以下の例を見てみよう。

⑮ 先生、この本が出ましたよ。

⑯ 先生、こんな本が出ましたよ。

⑮において、「この」は、眼前の物理的実体としての「本」そのものを直示している。このような「この」の機能を同氏は「指（示限）定の連体」と呼んでいる。一方⑯においては、「こんな」は「本」そのものを直示しているわけではなく、その本の内容であるとかあるいは表紙の体裁などといったような何らかの「さま」を指向している。こういった「こんな」の機能を同氏は「修飾の連体」と呼んでいる。

次に、庵（1994）による「この」と「その」の分析を見ていこう。庵（1994）によれば、「その」「この」は、話者がテキスト内で、先行詞を「どのように捉えているか」を標示するマーカーである。「その」は、先行詞を「定情報名詞句（テキスト内で再度言及された名詞句）へのテキスト的意味の付与」という観点から捉えていることをマークする。以下の例において#は、当該の言語形式の使用が意味的に不自然であることを示している。

- ⑰ 順子は「あなたなしでは生きられない」と言っていた。その／＃この
 ／＃φ順子が今では他の男の子供を2人も産んでいる。

本例において、「その順子」は、「『あなたなしでは生きられない』と言っていた順子」と解釈され、「『あなたなしでは生きられない』と言っていた」というテキストの意味が付与されていると考えられる。

一方、「この」は、先行詞を「テキストのトピックとの関連性」という観点から捉えていることをマークするとされている。次の⑱では、「この」が定性(definiteness)のみをマークしている。

- ⑱ 私はコーヒーが好きだ。この／＃その／＃φ飲物はいつも疲れを癒してくれる。

さらに、次の⑲では、「この」によって、定情報名詞句がテキストのトピックと強い関連性を持っていることが示されている。

- ⑲ 名古屋・中村署は、殺人と同未遂の疑いで広島市内の無職女性(28)を逮捕した。調べによると、この／＃その／φ女性は20日午前11時45分頃名古屋市内の神社境内で、二男(1)、長女(8)の首を絞め、二男を殺害した疑い。

庵(1994)によれば、「その」による「先行詞を定情報名詞句へのテキストの意味の付与という観点から捉えている」という捉え方と「この」による「先行詞をテキストのトピックとの関連性という観点から捉えている」という捉え方は、それが極大である時には、⑰～⑲に見られるように、他の捉え方を拒絶する。しかしながら、それが極大でなければ、⑳に見られるようにどちらの捉え方も可能となる。

- ㉑ 事業の発注情報をいち早く入手し、役所や政治家、業者間での根回し、調整を図る業務屋の仕事は、基本的には手帳一冊の世界だという。この／その手帳に土建業者、各ゼネコンの営業所、業務担当者の名前、住所、電話番号、緊急の連絡先などが書かれていて、いつでも連絡がとれるようになっている。

これらの先行研究を踏まえて、次節以降、「その」と「そんな」の機能の相違について議論を進めていく。

2. 代行指示の可能性

「昨日、久しぶりにぜんざいを食べたが、そのぜんざいがひどい味で参った」といった例では、「その+名詞句」全体が先行詞と照応している。このような指示の在り方は「指定指示」と呼ばれている。一方、「昨日、久しぶりにぜんざいを食べたが、その味がひどくて参った」といった例では、「その」の「そ」の部分だけが先行詞と照応しており、このような指示の在り方は「代行指示」と呼ばれている。以下の例に見られるように、「そ」の部分だけが先行詞と照応する「代行指示」は「その」については可能であるが、「そんな」については不可能である。

- ②① ニューヨークで「子供のための世界サミット」が開かれ、今世紀末までの様々な達成目標を掲げたのも90年だった。その/*そんな/#
φ 実現に向かっているのだろうか。(読売新聞 1994年12月16日)

本例の「その実現」という表現においては、「その」の「そ」の部分だけが先行詞である「目標」と照応しており、「その実現」は「目標の実現」であると解釈される。「そんな」は代行指示の機能を持たないため、「そんな実現」とすると不自然な表現となる。次の②②、②③についても同様である。

- ②② 江戸時代からの歴史をもつ日本三大名園の1つ、兼六園。その/*
そんな/#φ 大切な松の木々を、このように傷つけなければならなかった当時の追い詰められた状況を想像すると、胸が痛んだ。

(Mainichi Weekly 1995年1月14日)

- ②③ 1914年(大正3)、米ユタ州ソルトレークシティで創刊されたこの邦字紙は戦前、戦中、戦後の日系社会の姿を伝えてきた。創刊したのは長野県出身の寺沢畔夫さんだった。その/*そんな/#φ 没後、長く発行を引き継いできた妻、国子さんが3年前に95歳で亡くなり、新聞も77年の歴史を閉じた。(読売新聞 1994年12月28日)

3. 「テキスト的意味の付与」および「トピックとの関連性の標示」の可能性

先に第1節で見たように、「その」によって名詞句にテキスト的意味を付与したり、トピックとの関連性を標示したりすることが可能であったが、「そんな」に同様の機能を認めることはできないようである。次例を見られたい。

- ②④ 取りつかれたように、取り残されまい、と人の流れはパソコンへ向かう。5年前、165万台だった、その／*そんな／φ 発売台数は今春、300万台を突破する、そんな。(読売新聞 1995年1月4日)

本例において「その発売台数」を「そんな発売台数」とすると不自然となるのは、「そんな」によってはテキスト的意味が付与されないからであると考えられる。本例は、一見すると第2節で見た「その」による代行指示の例であると思われるかもしれないが、②①～②③の例とは異なり、ゼロ形式(φ)の使用が可能となっていることに注意されたい。次の②⑤～②⑦の例についても同様の分析が当てはまる。

- ②⑤ だから、私のような仕事をする者には、大学以外の教育機関や企業からもしきりにセミナーの依頼がやってくる。ただ往々にして その／*そんな／φ 動機が、この問題を社会全体から根絶していこうという高まいなものではなく、訴訟問題が起きるのを恐れてのこの方が多いようだ。(読売新聞 1995年2月2日)

- ②⑥ 人間の顔には表情筋という筋肉があるそうだ。それが目や口を様々な形に動かして、喜怒哀楽を表現する。日本人は一般に その／*そんな／φ 表情が乏しいといわれる。例えば、ウィンクのように片方の目をつぶる動作が不得手な人が多い。(読売新聞 1995年3月7日)

- ②⑦ イギリスでナショナル・トラスト運動が始まって1世紀。東京都の面積を上回る土地を取得したイギリスとは比較にならないにせよ、わが国でも、北海道・知床半島や和歌山県・天神崎など各地で40余の運動が続く。その／*そんな／φ 関係者らが集う第12回ナショナル・トラスト全国大会が来月16、17日、所沢市内で開かれる。

(読売新聞 10月25日 1994年)

4. 非限定的修飾節に相当する「そんな」

名詞修飾節は、被修飾名詞句の指示対象を限定するか否かによって、限定的修飾節と非限定的修飾節に分類される。以下にそれぞれの例をあげる。

⑳ 昨日あなたが映画館で見かけた男の人は、花子のご主人です。

㉑ 夫が死亡したことを知らされた花子は、気を失った。

㉑において、修飾節「昨日あなたが映画館で見かけた」の部分は、被修飾名詞句「男の人」の指示対象を限定しているが、㉑においては、被修飾名詞句である「花子」が固有名詞であることから、修飾節「夫が死亡したことを知らされた」の部分が指示対象を限定しているとは考えられない。非限定的修飾節は、指示対象の限定は行わず、主節との何らかの因果関係を表すと考えられ、㉑では、非限定的修飾節である「夫が死亡したことを知らされた」の部分は、「花子が気を失った(こと)」の理由を表していると解釈される。

本章で分析対象としている「そんな」は、このような非限定的修飾節を指示しうると考えられる。一方、「その」には、非限定的修飾節に照応するといった機能はないようである。このことを例㉒で確かめよう。

㉒ 小社刊『病との共生』は、新聞協会賞受賞の連載企画「医療ルネサンス」を軸に、様々な角度から現代医療に迫る。いかに病と付き合うか。その際、看護の役割の大きさを思う。自宅療養、在宅ケアの要望はますます増えるだろう。そんな／*その／#φ 患者のために「開業看護婦」も一部に誕生している。病院勤めではなく、患者と契約して訪問看護を行う。
(読売新聞 1994年 10月 22日)

本例においては、文脈から、「そんな患者」の部分は、「自宅療養、在宅ケアが必要な患者」と解釈され、「そんな」は、非限定的修飾節「自宅療養、在宅ケアが必要な」に相当すると考えられる。文全体を「自宅療養、在宅ケアが必要な患者のために「開業看護婦」も一部に誕生している」のように書き換えることが可能であり、非限定的修飾節「自宅療養、在宅ケアが必要な(こと)」

の部分、主節「患者のために「開業看護婦」も一部に誕生している」に対する理由・背景・詳細説明を与えていると考えられる。「そんな」は、このような非限定的修飾節と同様の機能を果たしている。「その」には、このような機能が認められず、③①に明らかなように、「そんな」を「その」に置き換えると容認されなくなる。以下の諸例についても同様の分析があてはまる。

- ③① 長らく完訳が待たれていたG・ドゥルーズとF・ガタリの『千のプラトー』（宇野邦一ほか訳、河出書房新社、6900円）は、翻訳で2段組み、600ページを超える著作である。とても手に持って読める重量ではない。そんな／＊その／＃φ 大著なのに、序章でいきなりこう主張する。「どこへ行くのか、どこから出発するのか、結局のところ何が言いたいのか、といった問いは無用である」「本の言おうとすることを、決して問うべきではないし、本に何か理解すべきことを探すべきではない」と。
(読売新聞 1994年10月13日)

本例においては、「そんな大著」の部分、「翻訳で2段組み、600ページを超える、とても手に持って読める重量ではない大著」のように解釈され、「そんな」は、非限定的修飾節「翻訳で2段組み、600ページを超える、とても手に持って読める重量ではない」を指示していると分析される。

- ③② 終戦の翌月、5人きょうだいの4番目に生まれた。大学進学は、許してもらえなかった。父は戦前、英語塾を開き、高齢になってからも英語や若いころ覚えた中国語の勉強を続け、残留孤児の通訳ボランティアもした。そんな／＊その／＊φ 父だが、明治生まれで「女に教育は必要ない」との考えだった。
(読売新聞 1994年10月6日)

本例の「そんな」は、非限定的修飾節「戦前、英語塾を開き、高齢になってからも英語や若いころ覚えた中国語の勉強を続け、残留孤児の通訳ボランティアもした」を指示している。「その」との置き換えは、やはり不可能である。

- ③③ あるイギリスの下院議員はBBCテレビで「国会議員の最大の役割は、いま何が問題なのかを正確にわかりやすく国民に知らせることだ」と語っていた。この民主主義の本家の議員の当たり前の感覚が、日本の議員諸氏には基本的に欠けているのではないだろうか。そんな／＃そ

の／＃φ 議員と政党に、来年から 300 億円もの国費を支払うこと
 になっている。(読売新聞 1994 年 10 月 8 日)

本例において、「そんな議員」が「民主主義の本家の議員の当たり前の感覚が基本的に欠けていると思われる議員」を表していることを見て取るのは容易であろう。

「そんな」が主節との何らかの因果関係を表す非限定的修飾節を指示するのに対して、「その」がそのような機能を有しないことを作例を用いて議論してみよう。まず、次の③④の例を見られたい。

- ③④ a. 太郎は、無断欠勤はするし、会社の金を着服したこともある。
 b. そんな／？その太郎に重要な仕事は任せられない。

本例において、「そんな」が用いられた場合には、同要素が非限定的修飾節「無断欠勤はするし、会社の金を着服したこともある」を指示するため、主節である「太郎に重要な仕事は任せられない」の部分との因果関係が表され容認される。しかし、「その」には非限定的修飾節を指示する機能がないので、主節との因果関係が適切な形で表されない。③④bにおいて「その」を用いた文が不自然なのはこのためであると考えられる。続いて例③⑤を検討してみよう。

- ③⑤ a. 太郎は、この 3 月に大学を卒業し、我が社に入社した。
 b. ？そんな／その太郎が営業部に配属された。

先に見た③④とは異なり、本例では、「そんな」を使用した例で不自然さが生じている。本例においては、「太郎がこの 3 月に大学を卒業し、我が社に入社した(こと)」と「太郎が営業部に配属された(こと)」との間には因果関係は認められない。「そんな」を用いると、同要素が非限定的修飾節「この 3 月に大学を卒業し、我が社に入社した」を指示するため、主節との間に不自然な因果関係が表されることになり、文全体の容認性が劣るものと思われる。「その」は非限定的修飾節を指示することはなく、③⑤bの「太郎」が先行文脈に現れた「太郎」と同一の要素であることをマークするだけであるので、文全体の容認度に問題は生じない。例文の検討を続けよう。

- ③⑥ a. 太郎は、窃盗の常習犯で、傷害事件もおこしている。
 b. そんな／？その太郎なら銀行強盗ぐらいするだろう。

c. そんな／？その太郎なら銀行強盗ぐらいしかねない。

「Xなら…ぐらいするだろう」とか「Xなら…ぐらいしかねない」といった表現では、「Xが…する」と考える根拠が何らかの形で示される必要がある。③⑥b、③⑥cにおいて、「そんな」が用いられた場合には、同要素が非限定的修飾節「窃盗の常習犯で、傷害事件もおこしている」を指示するため「太郎が銀行強盗する」と考える根拠が示されるが、「その」が用いられた場合には、同要素が非限定的修飾節を指示する機能を持たないため判断の根拠が示されない。③⑥b、③⑥cにおいて観察される容認度の違いの原因は、このような事実求められるものと思われる。次の③⑦についても同様の分析が可能であろう。

③⑦ a. 太郎は、後輩の面倒をよく見るし、人一倍熱心に練習する。

b. そんな／？その太郎だからこそキャプテンに選ばれたのだ。

③⑦bにおいて「そんな」が用いられた場合には、同要素が非限定的修飾節を指示し、「後輩の面倒をよくみるし、人一倍熱心に練習する太郎だからこそキャプテンに選ばれたのだ」といった解釈が与えられ、文全体の容認度に問題は生じない。一方、③⑦bにおいて「その」が用いられた場合には、同要素が非限定的修飾節を指示することはないので、このような解釈は与えられず、文全体の容認度が落ちる。¹⁾

次の例では、「その」を用いた場合と「そんな」を用いた場合とで容認度の違いは生じないが意味が異なっている。

③⑧ a. 太郎は無断欠勤が多く、ここ数ヶ月の販売実績もゼロです。

b. その／そんな男には仕事を任せられないな。

③⑧Bにおいて「その男」が表すのは、話し手が説明した男、すなわち「太郎」であるのに対して、「そんな男」が表すのは、「無断欠勤したり販売実績が振るわない男」であり、特定の男ではない。このことを以下の例で確かめよう。③⑨とは異なって、③⑨においては、「その」を用いるか「そんな」を用いるかで容認度に差が出ている。

③⑨ a. 太郎は無断欠勤が多く、ここ数ヶ月の販売実績もゼロです。

b. 一般論として、？？その／そんな男には仕事を任せられないな。

③⑨Bにおいては、「一般論として」という表現を前接させることによって、

特定の人物を表す「その男」の使用が不自然となっている。

「その」と「そんな」の機能の違いを実例に戻ってさらに検討することとする。これまでに見た実例とは異なり、以下の2例では、「その」の使用が自然であるのに対して、「そんな」の使用が不自然であると感じられる。

- ④ 「クリスマスツリーみたい！」近くにいた子どもが叫んだ。川岸に茂る木のそこそこに小さな光が点滅している。先日、友人に誘われ、ホテルを見に行った。長崎市中心部から車で約5分の住宅地。川べりまで歩いて下りると、もう光の明滅が見えてくる。午後8時ごろにはピークを迎え、小雪のようにあちこちでホテルが舞った。市内でこんな光景に出合えるとは。しばし幻想の世界に浸った。(中略) その / ? そんな ホテルが激減した時期があったという。82年の長崎大水害だ。
(毎日新聞 2002年5月30日夕刊)

本例においては、先行部分のホテルに関する記述と「ホテルが激減した(こと)」との間には因果関係がない。「そんな」が付加されると主節との間に不自然な因果関係が結ばれ、容認度が落ちるものと考えられる。次の④についても同様に考えてよからう。

- ④ お釈迦様が亡くなった時、スズメはいの一番に駆けつけた。ツバメは念入りに化粧をし、着飾ってお悔やみに行った。以後、スズメは米食を許され、虫食えと言われたツバメは「土食うち、虫食うち、あと何食おうか」とさえずる。その / ? そんな ツバメの飛来が近年、めっきり減った。
(毎日新聞 2002年5月18日)

先行部分のツバメに関する記述と「ツバメの飛来が近年めっきり減った(こと)」との間には因果関係がない。本例において「そんな」の使用が不自然であるのは、やはり主節との間に不自然な因果関係が結ばれることに起因すると考えるのが妥当である。

ここまでの観察から、「その」と「そんな」の機能の違いについて、「その」が名詞句を先行文脈に関係づけるのに対して、「そんな」は主節との何らかの因果関係を表すという非限定的修飾節に相当する機能を果たすと、一応結論づけてよいと思われるが、「そんな」のこのような機能が英語の指示詞thatにも

認められる。

Donnellan (1966)は、指示的指示 (referential reference) と対になる概念として属性的指示 (attributive reference) という概念を提案している。次例を見られたい。

④② Smith's murderer is insane. (Donnellan (1966))

本例が指示的指示として解釈される場合は、定名詞句 Smith's murderer がある特定の人物を同定していると解釈され、属性的指示の解釈が与えられる場合には、定名詞句 Smith's murderer が Smith を殺した人物という属性のみを表すのである。

須賀 (2002) は、以下のような例をあげて、指示表現 that N が属性を導くとしている。

④③ That dog kept me awake.

本例において“that dog”は「隣家の犬」という解釈と「しばしば夜に吠える隣家の犬」という解釈が与えられる。前者は、“that dog”が聞き手に指示対象が隣家の犬であることを同定させる場合であり、後者は、“that dog”が指示対象の属性 (しばしば夜になると吠える) を呼び起こす場合である。さらに須賀 (2002) であげられている④④、④⑤の例を見てみよう。

④④ CHARLIE: ... If there is a hell, sir, my father's in it and he is looking up right now and he is laughing his ass off. Sanford Babbit. You wanna be *that guy's* son for five minutes?

指示的指示の解釈が与えられた場合は、“that guy”は“my father”あるいは“Sanford Babbit”を表しているといった捉え方がなされ、属性的指示が行われる場合には、同要素に対して「非情な男」といった解釈が与えられる。

④⑤ ..., they don't like to be out in the sun, ... because, you know, they say that the sun is bad for you... although I put on very potent skin screen, so I don't, you know, I'm not afraid of *that sun*. I love the sun.

本例において、“sun”が指示表現“that sun”として言及された時は、先行文脈によって特定化された「体に悪いと思われている」という太陽光の属性が導かれているという。